

平成15年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院事務総長官房総務課

たざわ ひさお
総務企画官 田沢 久雄

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、平成15年度の国の会計や国が出資している公団等の会計、国が補助金等の財政援助を与えている都道府県・市町村等の会計などを検査し、その結果を平成15年度決算検査報告にとりまとめ、16年11月9日、これを内閣に送付した。

平成15年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は305件であり、このうち公共工事に関するものは35件である（下表参照）。

なお以下、「不当事項」は個々の工事や補償等の実施が法律、政令もしくは予算に違反または不当と認められた事項、「処置済事項」は会計検査院の指摘に基づき当局において傾向的に発生している不適切・不合理な事態の原因となっている基準やシステムを改正するなど改善のための処置を講

じた事項、「特記事項」は政策的な問題や地域の事情等から事業が停滞している事態などについて問題を提起し事態の進展や見直しを促すべく特に掲記した事項、「特定検査状況」は指摘事項までは至らないが、検査の結果を報告する必要があると認めた特定の検査対象事項についての記述である。なお、金額は断らない限り指摘金額である。



1 設計に関するもの

工事の設計関係の指摘事項はいずれも、設計が適切でなかったため、構造物の所要の安全度が確保されていなかった事態で、不当事項である。この原因は、設計業者から提出された成果品の内容に誤りがあったのに、事業主体がこれを見過ご

平成15年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項等の状況

省庁団体等	設計	積算	施工	補償・設計委託・入札契約	事業効果・施設活用等	計
国土交通省	5件	2件	2件	3件 ^(注1)	4件	16件
農林水産省	4	1	1		1	7
その他省庁				1	2	3
公団等		4		1	4	9
合計	9	7	3	5	11	35
(指摘金額)	(259百万円)	(136百万円)	(117百万円)	(92百万円)	(36百万円)	(640百万円)
[背景金額]	[]	[]	[]	[]	[1兆9 224億円]	[1兆9 224億円]

(注) 1. 3件中1件は、国土交通省と農林水産省の両省に関するものである。

2. 指摘金額は、不適切な設計・施工が行われた部分に係る工事費、不経済な積算や入札契約により過大となった契約額や積算額などである。背景金額は、事業の進ちょくが遅延し効果が十分上がっていない事態や建設した施設が十分利活用されていない事態に係る投資額等で、直ちにそのすべてが不適切または過大な支出額等とは言い切れないものである（「特定検査状況」にはこの種の金額はない）。なお、これらの金額については、国庫補助事業の事案も原則として事業費ベースで計上した。

し、誤った設計により発注したことなどによる。

(不当事項)

- ・地方道下のパイプカルバートの管種および基礎形式の設計において、突出型の選定図を適用すべきところ、溝型の選定図を適用しており、管頂部にき裂が生じていた(692万円)。
- ・付替え水路としてのボックスカルバートの設計において、活荷重を過小に計算したり、配筋図の作成に際して設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしたりしていた(4,856万円)。本件と同様の誤りが、公共下水道の汚泥混合槽やポンプ室の配筋図の作成においても見受けられている。
- ・ブロック積護岸の底版コンクリートの設計において、引張力は底版の上面側に発生するのに、下面側に発生するとして下面側に主鉄筋を配置することとしていた(2,489万円)。
- ・もたれ式コンクリート擁壁の設計において、背面からの土圧および建築物の荷重が作用することになるのに、安定計算を行っていなかった(403万円)。
- ・洪水吐の橋りょう設置部の設計において、載荷重として橋りょう、盛土等の荷重を考慮していなかった(4,740万円)。
- ・橋りょうの落橋防止システムの設計において、橋台と桁をPC鋼材で連結するなどの落橋防止構造を設置することとしていなかった(4,658万円)。

2

積算に関するもの

工事費の積算関係の指摘事項は、積算が過大だったため割高な契約を締結していた事態(不当事項)と積算基準が不備だったなどのため過大な積算が傾向的に行われていた事態(処置済事項)である。

(不当事項)

- ・道路改築事業において共通仮設費率等の算出に適用する工種区分について、主たる工種に対応した工種区分(海岸工事)とは異なる工種区分(道路改良工事)とし、これにより共通仮設費等を過大に積算していた(511万円)。
- ・港湾環境整備事業において、工場製作される大

型遊具の製品価格を、共通仮設費の算出の対象となる直接工事費に含めて、共通仮設費を過大に積算していた(380万円)。

- ・復旧治山の護岸工費について、巨石をそのまま積み上げる場合に適用する歩掛かりを適用すべきところ、胴込コンクリート等を打設して巨石を積み上げる場合の歩掛かりを適用して過大に積算していた(315万円)。

(処置済事項)

- ・高速道路のコンクリート床板の損傷や劣化を抑制するための床組構造改築工事における炭素繊維シート貼付工の材料費について、シートの損失を考慮した割増係数が施工の実態等を反映したもとなっておらず、7工事で積算額が過大となっていた(3,600万円)。
- ・請負業者を特定して定期・計画的に発注する鉄道施設の改良・修繕工事における一般管理費について、施工管理上等の制約から複数の工事に分割している工事は一つの契約とみなして工事原価の総額に応じた一般管理費率を適用しても支障はないのに、個々の契約ごとの工事原価に応じた一般管理費率によっていて、585工事で積算額が過大となっていた(8,820万円)。

3

施工に関するもの

工事の施工関係の指摘事項は、施工が設計や仕様と相違していて、工事の目的を達していなかったり、構造物の所要の安全度が確保されていなかったりした事態で、いずれも不当事項である。この原因は業者側の過ちや手抜きと発注側の監督・検査不十分にあるが、中には発注側の設計図に不備があったものもある。

(不当事項)

- ・交差道路としてのボックスカルバート上部の地覆・壁高欄について、設計図に伸縮目地の位置や構造を明示しておらず、請負業者も共通仕様書に反して伸縮目地を設置していなかったため、ひび割れが多数生じていた(390万円)。
- ・空港の進入灯橋りょうの橋脚等の受台部の施工に当たり、設計では受台部に配置する主鉄筋と鋼管杭に設置する鉄筋受プレートとを溶接することとしていたのに、プレートを主鉄筋から離れ

た位置に設置するなどして主鉄筋と溶接していなかった(9,863万円)

- ・林道の法面保護のためのコンクリートの吹付け厚さが不足していたり、コンクリートが地山に密着していなかったりして、多数のき裂が発生していた(1,453万円)

4

補償・設計委託・入札契約に関するもの

これらは、補償費の算定や設計委託費の積算、入札契約手続きが適切でなかったものなどである。

(不当事項)

- ・建物等の移転に係る営業補償費について、移転の対象となっていない他の地域に所在する店舗の減価償却費等を含めていた(1,854万円)
- ・高架橋の詳細設計業務費の積算に当たり、鋼橋上部工等の設計を大幅に変更しているのに、変更した詳細設計業務の内容に対応して直接人件費の積算を見直すことを行っていなかったため、委託費が割高になっていた(443万円)

(処置済事項)

- ・都道府県に施行委任して行う国立公園整備事業に係る工事契約については、国の会計法令が準用され、入札の際に最低制限価格を設定することができないのに、都道府県が最低制限価格を設定していたため、21工事で、これを下回る価格で入札した業者を失格として排除して、契約額が割高となっていた(6,312万円)

(特定検査状況)

- ・公共工事において、一般競争入札等の新入札制度についてはおおむね拡大が図られてきているものの、総合評価落札方式等の民間技術力活用方式については公団等および都道府県等ではまだ低調となっている。一方、国土交通、農林水産両省においては、民間技術力活用方式の導入は図られてきているが、入札参加者の選定過程においてより多くの優れたVE提案を活用するための方策や、総合評価落札方式における評価項目の選定、予定価格への総合評価管理費の計上方法等について課題が見受けられた。

5

事業効果・施設活用等に関するもの

(1) 事業効果関係

これは、事業が停滞するなどして、効果が十分発現していなかったり、新たな国民負担が生じることとなったりしている事態である。原因としては、社会経済情勢等の変化もあるが、大本には計画の甘さや国民・関係者への説明不十分がある。

(特記事項)

- ・防衛庁では、海上自衛隊で日本海側唯一の航空基地となる舞鶴航空基地を開設するとともに、同基地に沿岸哨戒ヘリ部隊を編成することとして哨戒ヘリ7機を調達している。しかし、地元に対して同基地は艦載ヘリ支援基地として使用すると説明してきたため、沿岸哨戒ヘリ部隊が編成されておらず、調達した哨戒ヘリは遠隔地の他の航空部隊で保有されている(背景金額：舞鶴航空基地の整備費等663億円)
- ・国営かんがい排水事業完了後5年以上経過している36地区において、都道府県営等の附帯事業の進ちょくが大幅に遅れている地区のほか、受益農家が事業参加に消極的で、いまだ受益農家から実施の申請がない附帯事業の未着手地区が多数あり、中には事業実施の見通しが立っていない地区もある。そして、国営事業で予定した事業効果が発現しないまま同事業で整備した基幹的な用排水施設が老朽化してしまうこともある状況である(背景金額：附帯事業の未着手地区がある国営事業に要した事業費7,112億円)
- ・中堅所得者等向けの良好な賃貸住宅の供給の促進を図るために実施されている特定優良賃貸住宅供給促進事業により供給された賃貸住宅は、空家率が11%となっていて、中には新築後3年以上経過しても一度も入居の実績がない住戸もある(背景金額：検査した25都道府県内の1年以上空家住戸に係る建設費補助金95億円)
- ・地震防災対策上特に重要となる緊急輸送道路内の橋りょうの耐震補強工事の完了割合は、緊急度の高いこ線橋等で4割未満、同河川橋で2割未満など、地震発生時において、緊急輸送道路としての機能が十分に発揮できなくなるおそれがあると思料される状況である(背景金額：検

査した57直轄事務所・59都道府県等が管理する橋りょうの7年度以降の耐震補強工事費3,040億円)。

- ・人口、資産の集中、さらには中枢機能の集積の著しい東京、大阪等大都市地域の6河川では、破堤による壊滅的な被害を回避するため、通常堤防より大幅に広い幅員を持つ高規格堤防の整備事業を実施しているが、高規格堤防要整備区間における通常堤防の完成割合が6割未満となっている。また、高規格堤防については、土地区画整理事業等との共同事業の方法が採られているため、想定被害額の大きい個所について連続的・集中的に実施される状況とはなっておらず、市街化調整等区域では共同事業の実施がほとんど期待できない状況である(背景金額:高規格堤防整備事業費の累計4,965億円)。
- ・地域振興整備公団(現:都市再生機構)が実施してきた地方都市開発整備事業20地区では、事業開始後20年以上経過してなお多くの譲渡未済宅地が残っていて事業効果の発現が著しく遅延している地区や、譲渡価格が原価を大幅に下回るなどして多額の損失の発生が見込まれる地区があり、今後、事業全体の採算性を確保することが困難となり、多額の損失を生じるおそれがある(背景金額:15年度末宅地等事業資産の額2,915億円)。

(特定検査状況)

- ・検査した27の地方住宅供給公社(住宅金融公庫の14年度末融資残高5,535億円、12年度から14年度までの国庫補助金交付額295億円)では、分譲住宅が売れ残っていたり、宅地の造成・供給が進んでいなかったり、賃貸住宅の空家率が20%を超えていたりしている。そして、分譲事業資産の時価が著しく下落して損失が拡大したり、所有者から一括借上げをしている特定優良賃貸住宅(前記参照)の空家の増加により損失が発生したりして、内部留保が減少している。
- ・財団法人民間都市開発推進機構では、民間都市開発事業の事業見込地を土地所有者(売主)から取得し、事業の企画・立案、立ち上げ支援等を行った上で事業施行者に譲渡する業務を行っ

ている(国の15年度末政府保証借入金残高6,960億円、同無利子貸付金残高1,097億円、6年度以降の補給金等交付額185億円)が、機構が取得した事業見込地の中には、事業施行予定者が事業を断念したことにより事業が実施されないまま売主に買い戻されたもののほか、事業化の動きが停滞しているものもある。また、売主が事業施行予定者である場合において、売主の経営破綻等により機構に譲渡損失が発生したまたはそのおそれがあるものがあり、その損失処理等が決算書等にも表記されていない。

(2) 施設等の活用・管理処分関係

これは、一定の目的を達した後の施設や土地の利活用や管理・処分に関するものである。

(処置済事項)

- ・廃校となった公立小中学校や入居者のいないへき地教員宿舎は、有効活用を促進すべく転用手続きが簡素化されているが、全く活用されていないなどしていた(背景金額:活用等がされていない施設の整備事業費434億円)。
- ・新幹線建設のために取得した残地について、売却事務を開業後に行うなどとして、早期の売却が図られておらず、早期に売却した場合と実際の売却価格に開差が生じていた(3,600万円)。

(特定検査状況)

- ・道路関係四公団において、関係機関との間における道水路の付替えに係る土地の権利関係等の整理が長期化し、所有権を移転すべき膨大な土地が資産計上されている。また、代替地や未利用地を提供や処分等に至らないまま多数保有している。

以上、公共工事関係の指摘事項等を紹介したが、一部の事案は割愛し、また紹介した事例も意を尽くせてはいないので、詳しくは検査報告本体またはホームページ(<http://www.jbaudit.go.jp/>)をご覧ください。

最後に、受検庁の皆様には、これらの事例を参考とされ、適正かつ効率的・効果的な予算執行に努めていただくよう期待する次第である。